

静岡県土地利用基本計画(昭和50年4月策定)の計画図の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成29年10月20日

静岡県知事 川勝平太

静岡県土地利用基本計画図の一部を次のとおり変更する。

五地域 区分名	変更地域名	関係市町	変更部分の 面積 (ha)		変 更 の 理 由
			拡大	縮小	
農業地域	静岡市 農業地域	静岡市	—	40	工業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため。

題名：変更区域図面（静岡県）

